世田谷区基本構想審議会 第2部会 (第3回)

議題

1. 第2部会の検討テーマについて 街づくり、防災

2. その他

《配付資料》

資料1 街づくり

資料2 防災

資料3 委員提供資料

《次回予定》

第2部会(第4回) 7月3日(火)18時30分

区役所第3庁舎3階 ブライトホール

世田谷区基本構想審議会第2部会 街づくり 資料

めざすべき都市のすがた(将来目標)【現世田谷区都市整備方針】

1.	都市づくりの骨格プラン し ①広域生活拠点、主要な地域生活拠点の現況
2.	住宅地や商業地など土地利用の将来像(土地利用構想) し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

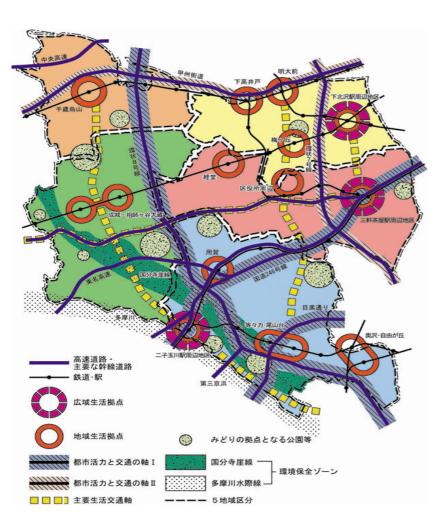
3. 道路、公園、防災施設など都市施設の将来像

広域生活拠点について

1-(1)

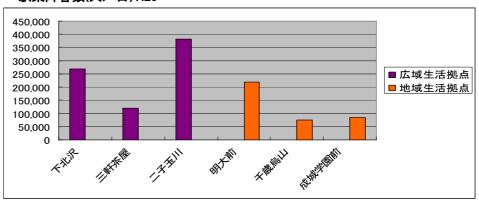
広域生活拠点•••

世田谷区都市整備方針において、主として商業業務機能および都市的文化情報発信機能が集積し、世田谷の中心的「核」であると同時に世田谷を越えた広域的生活拠点として3地区を位置付けている。



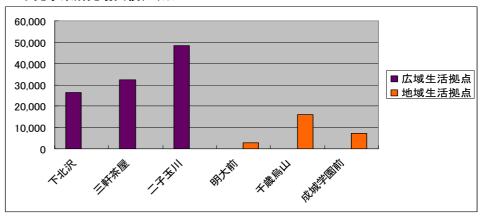
都市整備方針:都市づくりの骨格プラン図

駅乗降客数(人/日)H20



※1 下北沢、明大前、二子玉川の各駅には、他線への乗換人員を含む。

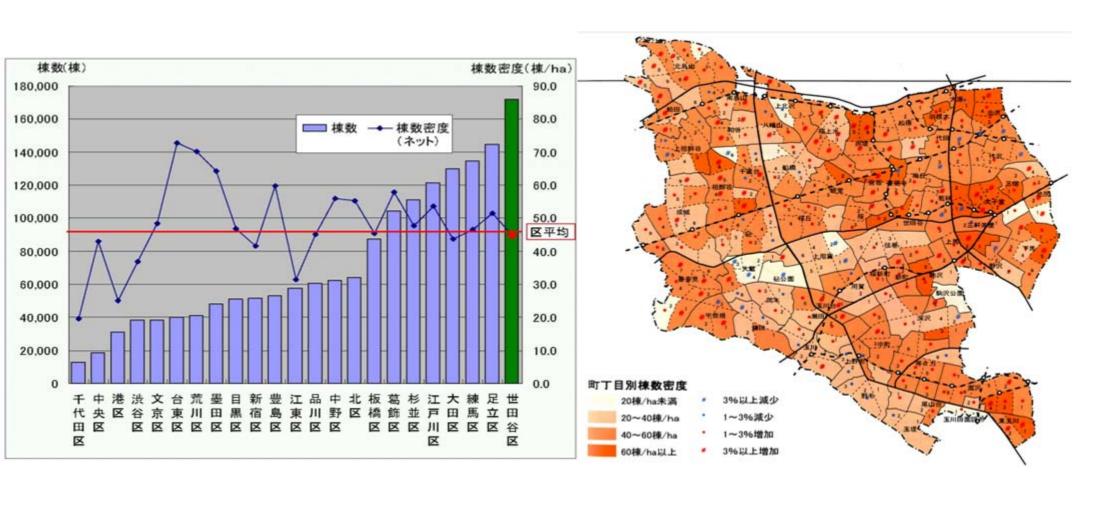
小売事業所売場面積(m)※2 H19



※2 都市計画法第8条に定める商業地域及び近隣商業地域において 小売店、飲食店、サービス業を営む事務所が接近して30店舗以上ある 商店街を集積した面積

世田谷区の建物棟数密度

2 - (1) (1)



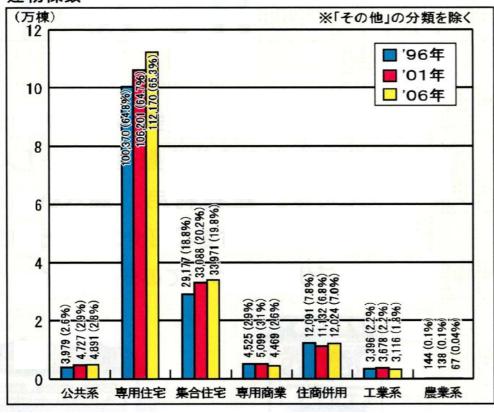
(出典) 世田谷区土地利用 現況調査2006

基本構想審議会第2部会(H24.6.20)資料1

「土地利用状況」

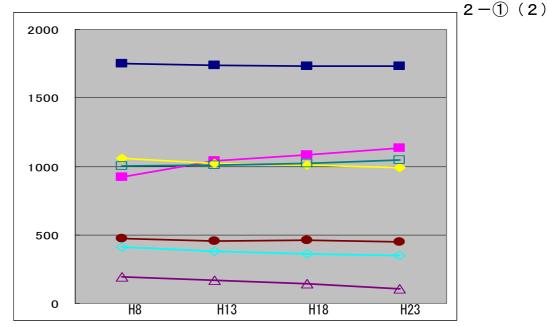
世田谷区の「建物棟数」

建物棟数



全建物棟数は約17万棟 住宅関連で全棟数の9割 以上を占める

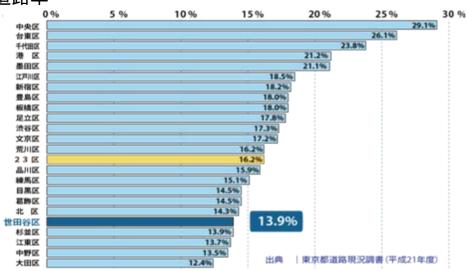
(出典) 世田谷区土地利用 現況調査2006



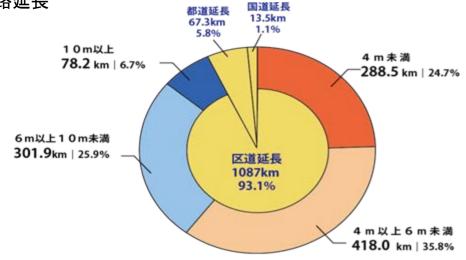
土地利用の構成		面積(ha)				
		8年度	13年度	18年度	23年度	
独立住宅		1748. 7	1738. 6	1730. 1	1735. 0	
集合住宅		921. 4	1041. 2	1085. 1	1132. 0	
その他宅地	\	1060. 0	1021. 2	1010. 1	990. 2	
空地系	\Diamond	414. 3	379. 4	361. 1	349. 0	
農地系	Δ	191. 2	166. 7	141. 4	108. 8	
公園・緑地・河川系		471. 4	452. 0	459. 2	447. 1	
その他非宅地		1001. 5	1009. 2	1021. 4	1046. 1	

道路整備の状況

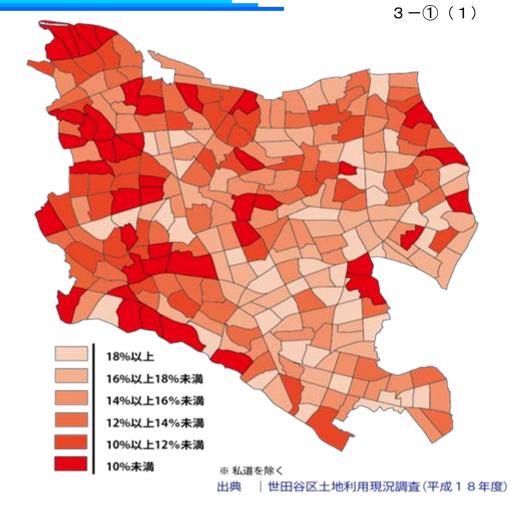
■道路率







参考 | 世田谷区土木施設現況調書(平成23年度)



区内の道路率(区域内に占める道路面積の割合)は約14%

道路率は23区中19番目の順位

区の北部、西部が特に道路率が低い

幅員6m未満の道路は区内道路延長の約6割

全体的に道路率が低く、幅員の狭い道路が多い

3-(1)(2)

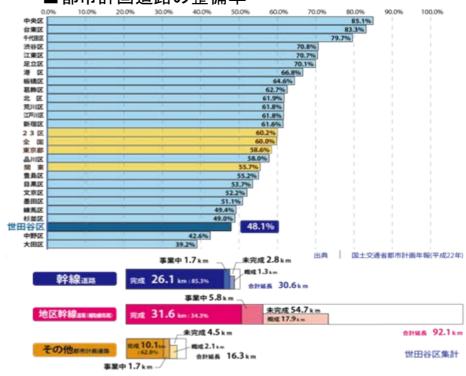
■都市計画道路の整備状況



■延焼遮断帯に指定された都市計画道路の整備状況



■都市計画道路の整備率



都市計画道路の整備率は約5割

整備率は23区中21番目の順位

地区幹線道路[補助線街路]の整備が遅れている

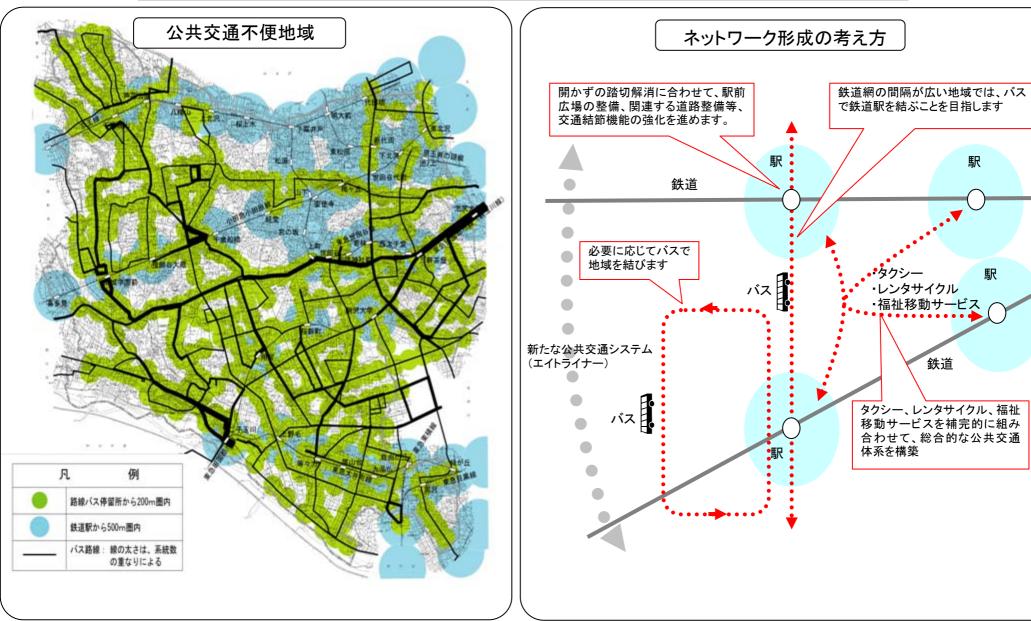
「骨格防災軸」は概ね完成、しかし「主要延焼遮断帯」の3割、「一般延焼遮断帯」の約5割は未整備

「区民だれもがどこに住んでいても利用可能な公共交通サービス」を目指して

3 - (2)

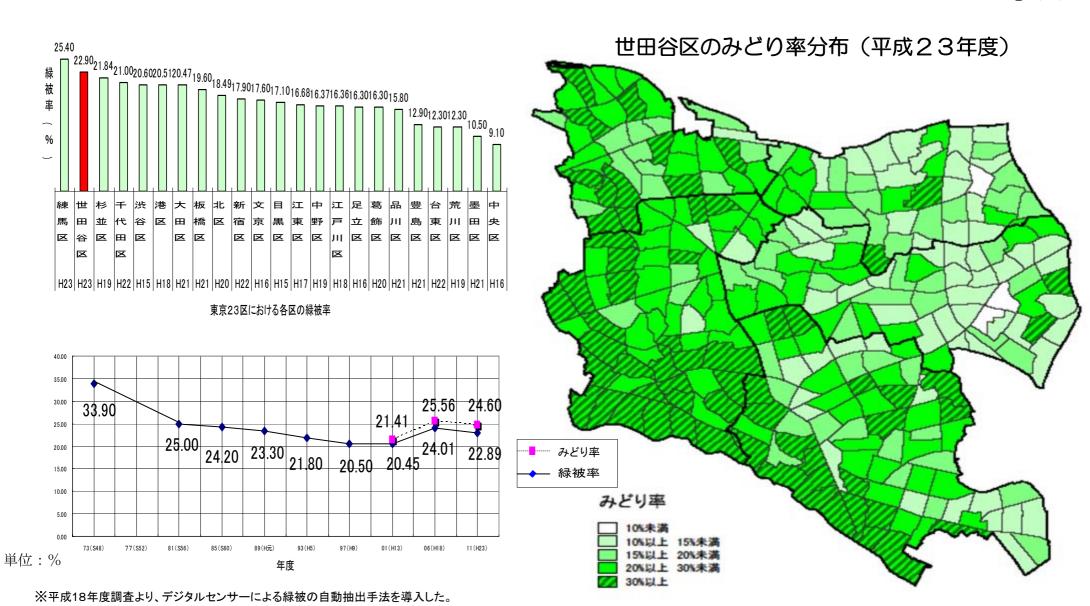
駅

駅



世田谷区の緑被率・みどり率推移

3 - 3 (1)



3 - ④

漫水区域	水害発生日	漫水区域	水害発生日	漫水区域	水害発生日
	平成元年7月31日		平成11年7月21日		平成18年5月24日
	平成元年8月10日		平成11年8月29日		平成18年8月12日
	平成2年8月8日		平成12年7月7日		平成18年9月11日
	平成2年9月13日		平成13年6月7日		平成19年6月10日
	平成2年9月30日		平成13年7月25日		平成19年7月29日
	平成3年7月5日		平成13年8月11日		平成19年9月6日
	平成3年8月20日		平成13年8月21日		平成20年7月8日
	平成3年9月18日		平成13年9月10日		平成20年7月12日
	平成4年7月15日		平成14年8月2日		平成20年7月29日
	平成4年12月7日		平成14年8月4日		平成20年8月5日
	平成5年8月26日		平成14年8月19日		平成20年8月29E
	平成5年11月13日		平成14年9月6日		平成20年9月6日
	平成6年8月20日		平成14年9月7日		
	平成7年8月2日		平成15年5月20日		平成20年9月7日
	平成7年8月22日		平成15年10月13日		平成21年8月24E
	平成8年9月22日		平成16年9月4日		平成21年10月7E
	平成9年4月7日		平成16年10月9日		
	平成9年8月23日		平成16年10月20日		
WWW.	平成9年9月3日		平成17年9月4日	Ī	



基本構想審議会第2部会(H24.6.20)資料2-①

首都直下地震による被害想定比較

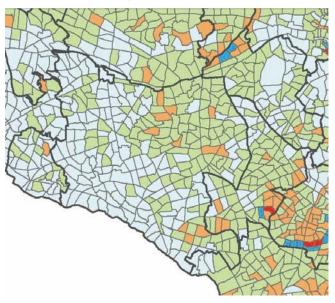
		想定項目	首都直下(H18年想定)	首都直下(H24年想定)		
条件	震源•規模		東京湾北部 M7.3 震源の深さ約30~50Km	東京湾北部 M7.3 震源の深さはH18より浅い と想定	差引	
件等	次期及び時刻		冬の夕			
		風速	15m/秒	8m/秒		
震	6強地域面積比率		0.9%	66.8%		
度		6弱地域面積比率	99.1%	33.2%		
		死 者	419人	655人	+236人	
		建物被害·屋内収容物	54人	229人(215+14)	+175人	
人	原	急傾斜地崩壊	8人	3人	-5人	
人的被害		火 災	337人	411人	+74人	
害	万山	ブロック塀等	18人	26人	+8人	
		落下物	1人	1人		
		負 傷 者 (うち重傷者)	7,349人 (932人)	7,449人 (1,366人)	+100人 (+434人)	
建物		ゆれ等による全壊	3,847棟	6,074棟	+2,227棟	
物被害		火災による全焼 (全壊建物を含まない)	30,551棟	22,455棟	-8,096棟	
ラ	電力(停電率 火災を考慮する		16.9%	19.4%	+2.5%	
	通信(電話の不通率)		15.1%	12.7%	-2.4%	
ライ	ガス(都市ガスの供給停止率)		0.0%	1.2%	+1.2%	
ン 被	上力	k道(断水率 1日目)	25.5%	30.8%	+5.3%	
害	下力	水道(管きょ被害率)	19.9%	24.7%	+4.8%	
	帰宅困難者数		114,793人	168,047人	+53,254人	
そ	避難者数		1日後の自宅外避難者数 (うち避難所生活者数) 277,526人 (180,392人)	避難人口 (避難生活者数) 242,390人 (157,553人)	-35,136人 (-22,839人)	
の他	エレベータ閉じ込め台数		451台	269台	-182台	
,_	災害時要援護者数		_	406人	新規	
	自力脱出困難者数		_	1,850人	新規	
		震災廃棄物	_	257万トン・324万 m³	新規	

【出展】H18年想定:世田谷区地域防災計画[20年修正] H24年想定:首都直下地震による東京の被害想定(区市町村被害想定結果)

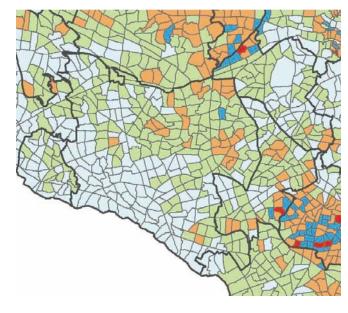
世田谷区の地震に関する地域危険度

基本構想審議会第2部会(H24.6.20)資料2-②

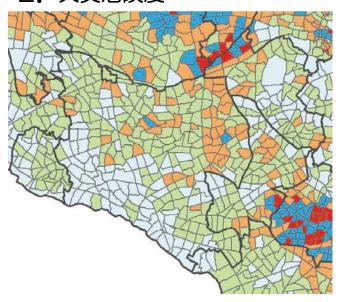
1. 建物倒壊危険度

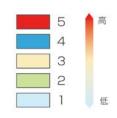


3. 総合危険度



2. 火災危険度





(出典) 東京都都市整備局 「あなたのまちの地域危険度」 地震に関する地域危険度測定調査 (平成20年2月)

1. 災害対策総点検の基本的な考え方

平成24年3月 危機管理室

・区民の生命と財産と健康を守ることが、行政の使命であるとの基本的な考え方のもと、東日本大震災を踏まえ、災害時において、実効性の高い対策の確立と体制の強化を図ることを目的に全庁あげて取り組む。 ・災害対策総点検の実施にあたっては、東日本大震災を教訓に、予断を排し様々な災害を想定するとともに、これまで区が進めてきた災害対策における課題の抽出・検討・総務省消防庁からの緊急点検項目に 取り組み、災害に強い世田谷を実現する。

2. 災害対策総点検項目(80項目)

1 災害対策本部機能の強化

- 1-1 勤務時間中における発災対応
- 1-2 災害時における支援協定の あり方
- 1-3 情報システムの早期復旧
- 1-4 勤務時間外の職員参集体制
- 1-5 事業継続のための人材確保
- 1-6 職員応援体制の確立
- 1-7 出張所等の防災機能の強化

2 災害時の執務環境整備

- 2-1 災害対策本部機能の強化
- 2-2 多様な連絡手段の確保
- 2-3 本部代替施設の確保
- 2-4 非常用電源の確保
- 2-5 安全な執務環境の確保
- 2-6 トイレ対策
- 2-7 執務スペースの確保
- 2-8 職員用食料等の確保
- 2-9 燃料の確保

3 区内の被災対策

- 3-1 家屋破損等に対する区の対応
- 3-2 区施設の被災状況の確認
- 3-3 公共施設の災害対策機能の強化
- 3-4被災狀況(初動)体制強化
- 3-5 区土木施設の被災状況把握 と対応
- 3-6 公園等の被災状況把握と対応
- 3-7 民間宅地の崩落擁壁等の 応急措置
- 3-8 東京都からの物資受入配送
- 3-9 り災証明の発行
- 3-10 災害時要援護者対策
- 3-11 住民の安否情報の確認
- 3-12 道路啓開等に伴う資機材 の確保

4 澼難所対策

- 4-1 避難所開設しない場合の区民対応
- 4-2 避難所開設手順の明確化
- 4-3 避難所におけるペット対応
- 4-4 区立小中学校の防災機能の向上
- 4-5 避難所における防災・避難所運営
- 4-6 避難所への飲料水の搬送

5 帰宅困難者対策

- 5-1 帰宅困難者が利用する施設の あり方
- 5-2 赤十字エイドステーションの設置
- 5-3 帰宅困難者への対応 (学校の役割分担)
- 5-4 帰宅困難児等への支援(学校)
- 5-5 帰宅困難児等への支援(新 BOP)
- 5-6 帰宅困難児等への支援

(区立・私立保育園など)

- 5-7 帰宅困難児等への支援(児童館)
- 5-8 帰宅困難児等への支援 (私立幼稚園)
- 5-9 帰宅困難児等への支援 (一時預かり事業実施施設)

6 情報提供

- 6-1 区民への情報提供の強化
- 6-2 区民や事業者等の防災意識向上の ための普及啓発
- 6-3 外国人への情報提供
- 6-4 防災無線塔
- 6-5 防災映像情報システムの再構築

7 水害対策

- 7-1 水防・水害対策に関する態勢の 強化
- 7-2 関係機関との連携
- 7-3 水害時の避難所の的確な指定

8 大規模災害

- 8-1 火山灰対策
- 8-2 津波に対する対応方法
- 8-3 大規模停電対応
- 8-4 鉄道事故対応
- 8-5 情報通信事故対応
- 8-6 原子力事故対応

9 被災地・被災者支援

- 9-1 義援金、復興支援金の募集
- 9-2 職員派遣
- 9-3 個人からの物資受入
- 9-4 住宅の提供
- 9-5 避難者の一時受入
- 9-6 転入の手続き
- 9-7 区内転入被災者への物資 提供
- 9-8 駐車場の提供
- 9-9 区内避難者に対する保健 福祉サービスの提供
- 9-10 ボランティアの活用
- 9-11 被災者への情報提供等

10 停電・放射能関係ほか

- 10-1 停電関係(イベント関係)
- 10-2 停電関係(節電対応)
- 10-3 停電対応(在宅要医療者への対応)
- 10-4 放射能関係

(情報収集・提供・測定の実施)

- 10-5 放射能関係(健康相談等)
- 10-6 耐震促進について
- 10-7 防災区民組織との連携
- 10-8 地域防災力の向上
- 10-9 医療機関等との連携
- 10-10 災害対策における男女共同参画
- 10-11 区の管理する道路橋における 耐震補強対策の推進及び道路 交通ネットワークの整備
- 10-12 公園緑地の整備と防災機能の 強化充実

3. 主な取り組み

【補正を含めた緊急対応(23年度)】

- 防災訓練の実施
 - 大学との災害協力協定の締結拡大
- 2 ・災害対策本部機能の強化(計画の策定) 災害対策本部の第3庁舎移転 非常用発電機の設置 職員用給排水設備の設置
 - 職員用物品の調達(毛布・アルミマット)
 - ・二次避難所における図上訓練の実施
- 4 ・学校安全対策マニュアルの改訂

3 ・耐震講演会、出張耐震相談会の開催

- ・先駆的な防災訓練の情報の収集 ・避難所運営標準マニュアルの修正
- ・ 区立小中学校にガスボンベ式発電機、防犯ブザー の配備
- 5 ・帰宅困難者支援施設の指定
 - 帰宅困難者用食料・水の購入
 - ・保育園防災ハンドブックの作成
- 6 ・防災シンポジウムの開催
 - ・エリアメールによる災害情報提供
 - ・防災無線塔の音声調査
 - 区内の公衆電話の場所をHPに掲載
- 7 ・総合支所単位での避難所指定の再検討
- 8 ・大規模災害対応マニュアル作成に向けた検討
- 9 ・東日本大震災義援金・支援金の募集
 - ・被災地への職員派遣、物資の提供
 - ・被災者交流会の開催
- 被災地支援市民活動団体連絡会の開催
- 全国避難者情報システムの開始
- 10 ・放射線等対策本部の設置
 - ・放射能事故の電力不足による節電対応

【計画的取り組み(24年度)】

- 1 ・近隣以外の自治体と災害時協定を協議
 - ・事業者高校大学との災害協力協定締結拡大
 - ・拠点隊となる出張所等の防災機能強化 ガスボンベ式発電機、MCA 無線、LED 照明 の購入、スタンドパイプの設置
 - ・災害対応の研修会を各部で実施
- 2 ・災害対策本部機能の強化
 - 工事・移転・無線機の増設
- ・二次避難所に MCA 無線機、食料等配備 3 ・災害時要援護者避難支援における町会 等との協定締結の拡大
- 4 ・区立小中学校の防災機能の向上 カセットボンベ式発電機等の配備 マンホールトイレ整備計画の策定
 - ・ペット同伴の避難所運営訓練試行
- 5 ・緊急連絡メールシステムの改修
 - ・学校ホームページの充実

特設公衆電話の設置

- 6 ・電話による無線放送確認システムの開始
 - ・災害時区民行動マニュアルの全戸配布
 - ・災害時区民行動マニュアル(外国人向け)の作成
- ・防災無線塔の増設
- 7 ・水防連絡会の設置開催
- 8 ・地域防災計画への反映
- 9 ・被災者交流会の開催
- ・要請に基づく被災地への職員派遣
- 10 ・公共施設での放射線測定
 - ・防災の地域会議の開催 ・発災対応型訓練の拡大
 - ・避難所運営強化のための防災士取得支援

〈重点的な取り組み〉

- 施設機能の強化:災害時に避難所施設となる小中学校、被災状況の情報収集を行う出張所・ま ちづくりセンター、災害対策本部の機能強化により、行政機能の持続可能な体制整備を図る。
- **連携・協力態勢づくり**:区民・町会・自治会・商店街に加え、区内の高校・大学、事業者、関 係機関等との災害時の連携・協力態勢づくりに取り組み、災害に強い「顔と顔の見えるまちづ くり」を進める。
- 情報の共有化:区民と行政がパートナーシップを発揮し、区民が災害時に的確に行動できるよ うに、防災意識の向上に努めるとともに、迅速な情報提供の強化を図る。

業務継続計 画 震災時 初動

谷区

地域

防

災

7 = ユ T

期 職 員 行動 ル に 反

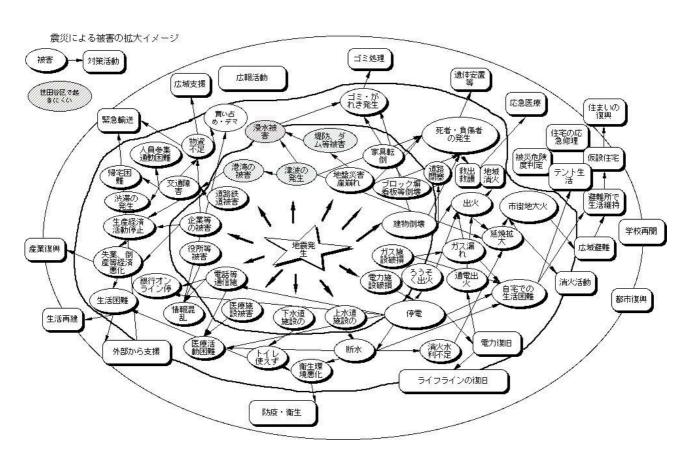
平成 24 年 6 月 20 日

世田谷区基本構想審議会第2部会 「防災」について

震災に備える世田谷区に向けて (メモ)

吉川仁(都市プランナー/元首都大学東京特任教授)

- ◆ 3.11 東日本大震災の教訓
- ◆ 世田谷区で起こりうる被害と被害想定
- ◆災害対策/防災まちづくりの視点-災害に備えるとは・・・
 - 防災・減災・復興
- ・自助・共助・公助
- ・防災のためのまちづくり/防災にも役立つまちづくり/防災につながるまちづくり
- ・防災からはじめるまちづくり/防災でつなぐまちづくり



参考図 大都市における震災被害の拡大と対策活動のイメージ

世田谷区町丁別人口分布図

祖師5谷大蔵 成城学園前

小学生 (7~12歳)

祖師5谷大蔵 成城学園前

30 歳代

